



令和4年11月10日

各位

会社名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 高橋 龍夫
(コード:1734、札証)
問合せ先 経営戦略室 経営企画部長 関根 和彦
(TEL 011-640-2231)

元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本訴訟の提起については、会社法 386 条第 1 項の規定により監査役が当社を代表することになります。

記

- 訴訟を提起した裁判所及び年月日
札幌地方裁判所 令和4年11月10日
- 本件訴訟を提起した者（原告）
 - 名 称 株式会社北弘電社
 - 本店所在地 札幌市中央区北 11 条西 23 丁目 2 番 10 号
 - 訴訟における代表者 常勤監査役 樋口 博之
- 訴訟を提起した相手（被告）
当社元取締役 稲村 尊史氏（令和3年6月24日、任期満了により退任）
- 訴訟の内容及び損害賠償請求金額
 - 訴訟の内容
会社法第 330 条及び民法 644 条に基づく善管注意義務違反損害賠償請求事件
 - 請求金額
金 4 億 2 万 4498 円
- 訴訟の提起に至った経緯等

被告は、平成 22 年 6 月に当社の取締役になり、平成 27 年 6 月には常務取締役に就任しております。

当社は、令和 3 年 10 月 15 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、太陽光発電所建設工事において土木工事費用等の一部の費用が適時に実行予算の工事原価総額に反映されていなかったこと等（以下「本件」といいます。）について、特別調査委員会の令和 3 年 10 月 15 日付調査報告書（以下「本件報告書」といいます。）を受領いたしました。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様の信頼を回復するため、本件報告書における事実認定を前提として、当社から独立した外部の法律事務所の弁護士の見解をも得ながら、本件に関する被告の職務執行に関し善管注意義務違反に該当する行為があったか否かについて、調査及び検討を行った結果、当社としては、被告の本件への関与の度合い、本件により当社に生じた損害の内容及び程度等を踏まえ、善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求を行うことを決定し、元取締役に対し令和 4 年 8 月 5 日付で損害賠償金を請求する旨の通知書を送付し、任意の賠償を求めるとの交渉を行って参りましたが、任意の交渉の継続は困

難と判断したため、善管注意義務違反を理由とする損害賠償を請求する訴訟を提起するものです。

6. 今後の見通し

本訴訟につきましては、当社の業績に与える影響を含め、今後の進捗に応じて必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、本訴訟につきまして、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様にご心配をおかけすることにはなろうかと存じますが、元取締役の善管注意義務違反により会社に不測の損害を与えた責任を追及することは、当社の姿勢を対外的に示すとともに、会社経営の規律を維持する点においても必要なことであると考えております。

今後も、実行予算の適時反映、不適切な会計処理の再発防止と継続的改善に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めてまいりますので、当社の経営にご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上